

五經正義語彙語法簡記

野間文史

はじめに

六朝から唐朝にかけての時代は、漢語史の上で「中古漢語」の時代と呼ばれている。たとえば志村良治氏『中国中世語法史研究』（三冬社 1984）では、王力氏『漢語史稿上冊』（科学出版社 1957）の、

上古時代 西曆紀元四世紀以前、五胡の中国侵入以前

中古時代 四世紀から一二世紀、南宋の前半まで

近代 一二世紀から一九世紀、アヘン戦争まで

現代 二十世紀、五四運動以後

とする時代区分にはほゞ拠りつつ、さらに六朝時代を「中古前期」（220～617）、唐一代を中古後期（618～906）というように中古時代を二分し、「中古」期の下限を五代までとしている。

あるいはまた太田辰夫氏『中国語史通考』（白帝社 1988）では、

上古第1期 商（殷）周 第2期 春秋戦国 第3期 漢

中古第4期 魏晉南北朝

近古第5期 唐五代 第6期 宋元明 近代第7期 清 現代第8期 民国以降

のように時代区分する。したがって志村氏よりは太田氏の方が「中古」期の指す範囲が狭いことになる。

いずれにしても、六朝時代は古代漢語の変質期であったというのが、中国語学專家におおむね一致した見方の方である。そしてその変質の内容とは、志村氏（前掲書一三頁）によれば、

漢語の歴史における中世の時代、いわゆる「中古漢語」が全体として、それ自身のまとまりを持ち、前後の時代に対し、充分首肯されうる特殊性を示すことはたしかなことといえよう。ごく代表的なこの時代の語法上における特色を言えば、複音節語彙の増加、繫辞「是」の発生、使成複合動詞の成立、介詞「把」「將」による賓語の提前、「被」の字を用いる受動表現の発生、接辞の発達、すなわち接頭辞「阿」接尾辞「子」「兒」などの発生をただちにあげることができる。

このことであり、この時期には、特に「口語」を反映する新しい文体・形式があらわれ、語彙・語法の面でも種々の変化が認められるとする。

さてそれでは、中古漢語の資料として何を利用するのか。志村氏は主として『世説新語』・『遊仙窟』・『敦煌變文』の三種を利用されているのであるが、太田氏と同様、「中古」期を隋朝以前に区分する牛島徳次氏『漢語文法論（中古編）』（大修館書店 1971）には、次のような指摘が有る。

本稿でいう「中古」とは、いわゆる「魏晉六朝時代」をさすが、魏の初年（A.D.220）から陳の末年（A.D.589）に到るまでの約三七〇年間における「漢語」の文法を研究する場合、まず問題となるのは、研究対象となる文献資料である。もちろん、この時期に著作された書物は非常に多いが、同一人物の手に成るもので、かなりの分量を持ち、しかも「話し」の場面をも理解しやすいものとなると、適当なものは、そう多くはない（七七八頁）。

その結果、採用された資料は以下の通り。

- 1、後漢書 一二〇卷 宋 范曄 (398—445)
- 2、三国志 六五卷 晋 陳壽 (233—297) 三国志注 宋 裴松之 (372—451)
- 3、宋書 一〇〇卷 梁 沈約 (442—513)
- 4、南齊書 五九卷 梁 蕭子顯 (489—537)
- 5、世說新語 三卷 宋 劉義慶 (403—444) 世說新語注 梁 劉孝標 (462—521)

つまり牛島氏によって採用されたのは『後漢書』以下の正史並びにその注釈書と『世說新語』であった。

あるいはまた森野繁夫教授「六朝漢語の研究—『高僧伝』について—」（広島大学文学部紀要第三八巻 1978）では、六朝時代の文章を次のように整理されている。

六朝期の文章は、(1) 史伝の体、(2) 書簡など個人の文の体、(3) 古小説など説話の体、(4) 訳経などの体、に大きくまとめることができそうである。

そして森野教授には『王羲之全書翰』（白帝社 1987）・『淳化閣帖訳注篇』（白帝社 1988）をはじめ、『六朝古小説語彙集』（朋友書店 1989）・『六朝訳経の語法』（広島大学文学部紀要第三三巻 1974）・『六朝訳経の語彙』（広島大学文学部紀要第三六巻 1976）等の一連の業績が有る。

ついでながら参考までに、唐代語法の資料を、前掲の太田辰夫氏『中国語史通考』では、

- I 敦煌出土の写本
 - a、文学（変文・詩歌・雑曲・雜文など）
 - b、仏典（禪籍を中心とする）
- II 後世のテキスト
 - a、文学その他（詩・隨筆・小説・史書など）
 - b、仏典（禪家の語録など）

のように分類する。

また松尾良樹氏『『万葉集』詞書と唐代口語』（敘説 1986）では、唐代口語の資料としては、入矢義高・松尾良樹

編『敦煌變文口語語彙集』と対比しながら、

- (一) 敦煌之部 『敦煌曲子詞集』・『敦煌資料（第一集）』・『敦煌雜錄』・『敦煌韻文集』等。
- (二) 小説之部 唐代の伝奇小説 『玄怪錄』・『續玄怪錄』・『太平廣記』・『遊仙窟』。
- (三) 筆記之部 『唐國史補』・『因話錄』・『朝野僉載』・『雲谿友議』等。
- (四) 史書之部 『北齊書』・『北史』・『南史』等の正史類。

- (五) 仏典之部 参考…松尾編『支謙漢訳仏典口語語彙索引』・『鳩摩羅什漢訳仏典口語語彙索引』
- (六) 唐詩之部 参考…豊田穰「唐詩俗語攷」・松尾編『白居易』・『李商隱』・『寒山口語語彙索引』

(七) 域外之部 『入唐求法巡禮行記』・『性靈集』・『古事記』・『日本書紀』
を對象とすべきであるという。なお唐詩に関しては、近時、塩見邦彦氏の『唐詩口語の研究』（中国書店 1985）が
公刊されている。

ところで、大田・牛島両氏がすでに指摘されたように、各資料の「本文校訂」という問題は、同時資料たる敦煌出土の写本（これには誤写・脱字・仮借字・異体字等の問題が有ることであるが）以外の文献については、一応留意しなければならぬ点であろう。それは後世のテキストがほとんど宋代以降に開板された刊本だという問題である。孤証はやはり慎重に扱わねばならない。

○

さて前置きが長くなってしまった。唐初に編纂された孔穎達奉勅撰『五經正義』は、これに先立つ六朝時代の「義疏」の学を抛り所にしたものである。したがってその大部分は六朝期の文章と見なすべきものであろう。しかし管見の及ぶところ、『五經正義』は、中古漢語研究のうえで、これまであまり利用されていないようである。

もちろんそれには理由が無いわけではない。既述の牛島氏が挙げた「同一人物の手に成るもので、かなりの分量を

持ち、しかも『話し』の場面をも理解しやすいもの」という条件を考慮に入れるとき、分量の点はさておき、『五經正義』の内容は、編纂時に到るまでに多くの人々によって累積された五經解釈の集大成の書であり、名物訓詁を踏まえた論証の書物であって、いわゆる会話の部分を含まない。そしてなによりも、上古漢語の典型ともいふべき「經書」の解説書であり、それは上古漢語によって記録されたものだからである。再び志村氏の言葉を借りよう。

上古語より確立されている語序・語法の体系はいささかもゆるぎなく固定しているからである。またもうひとつ、ここに口語を反映すると言っても、中国には文語（雅なる社交上の言語）を共通語として用いようとする志向が、知識層の間ではたえず行なわれていた。それは話しことばとしても、当時の口語を用いず、文語を用いようとする傾向を持った。口語を反映する資料といっても、それがなによりも文章語であり、それは文語を会話に用いた知識層が書きしるした文章であり、その上での口語の反映ということである点をとくに注意して行きたいと思う（前掲書一九頁）。

つまり、上古漢語は文章語（文語文・文言文）として現在に到るまで連綿として書き続けられているのであり、『五經正義』はいわばその代表的なものである。口語を反映しているといわれる六朝時代の文章の研究資料としては、やはり適切とはいえない。

あるいはまた次のような事情も考えられるかもしれない。『五經正義』は論証の書物であるがゆえに、多数の引用文献を含んでおり（つまり上古漢語を含んでおり）、どこまでが引用文であり、どこからが『五經正義』の地の文であるのかを見分けるには、予想以上に時間を要する。これまで稀に梁の皇侃『論語義疏』を利用する以外、『五經正義』が資料としてあまり用いられなかったのも無理ならぬところであり、一応納得のいくことではあろう。

しかし『五經正義』もやはり中古期に作成された文献である。果たしてその時代の制約を受けてはいないであろうか。やはり検討してみる価値は有りそうである。ましてや『五經正義』の分量は決して少ないとはいえないし、しか

も同時資料ではないものの、後世のテキストの中では最も本文校訂が充実しているものでもある。筆者はこれまで『五經正義』を読む機会が多かったのであるが、前掲の先学をはじめとする諸業績を頼りに中古漢語の諸特徴を学んだ結果、これらのいくつかが『五經正義』の文章にも該当することを知ることができたように思う。本稿はいわばその覚え書きである。「五經正義語彙語法簡記」と題するゆえんである。

本文に入る前にお断りしなければならないことを以下に。筆者はもとより中国語学の専門家ではない。すべては先学の研究成果を利用するに過ぎない。いささかなりとも補足すべき事柄が有ることを願うのみである。また「五經正義語彙語法簡記」と銘打ったけれども、その中心は『春秋正義』になるであろう。ただし、ままた『九經疏』や『論語義疏』にも及ぶつもりである。体系的ではないこと、紙幅の都合で、本稿では「爲當」・「定是」・「自」のみであることを付け加える。大方の御批正を待たうえで、続稿につなげてゆきたい。なお以下に引用する『十三經注疏』は、嘉慶二十年江西南昌府学開雕のいわゆる阮刻本（藝文印書館影印）による。また『論語義疏』は懷德堂本である。

一 爲當・爲是

六朝時代以降、選択疑問を表す語として「爲當」・「爲是」が有ることについては、つとに先学の詳細に指摘されたところである。ほぼ時を同じくする二つの論考、斯波六郎氏「爲當考」（廣島文理科大学『漢文學紀要』第一冊 1948）と神田喜一郎氏『日本書紀古訓攷證』（養徳社 1949 『神田喜一郎全集II』同朋社 1983）とがそれである。両論考はともに『万葉集』の古訓として「爲當」に「はた」という訓みを当てていることを出発点として、鹿持雅澄かもちみやう（1791—1868）『万葉集古義』・山田孝雄『万葉集講義』（斯波論考ではまた井上通泰「萬葉雑話五十三」『アララギ』昭和八年八月号所収）等の説を紹介しつつ、これが六朝時代の俗語の義訓であることを、博引傍証を極めて論じている。

それによれば、我が国でこの語を取り上げた早い時期のものは、河北景禎（天保181—89末頃没）『助辞鶴』（『漢語文典叢書第二卷』所収 汲古書院 1979）であるという。すなわちその巻四「將・抑」の条に次のように見える（原文に読点とかぎ括弧を補ったが、返り点・送り仮名は省いた）。

又カク物ヲ並ヘテ、ソレカカヘリテマタコレカト云フヤウノ処ニ「爲當」ノ二字ヲ義訓セルアリ、日本紀欽明十六年紀ニ「許勢^{コセウシ}臣問王子惠曰、爲當欲留此間、爲當欲向本郷」、楞嚴經曰、「爲是燈色、爲當見色」、左傳疏ニ「以今觀之、不可一日而無律、爲當吏不及古、民僞於昔、爲是聖人作法、不能經遠。古今之政、何以異乎」、此等モ皆カヘリテマタノ義ナリ、又萬葉集ニ「見吉野ノ山ノアラジノ寒ケクニ、ハタヤ今夜モ、アガ獨寐ン」、此ハタヤヲ「爲當也」ト書ケリ、右ノ訓を假レルナリ、コモ山ノ下嵐^{アラン}ノ寒キ夜ハ二人ヌルベキニ還リテマタ今夜モ獨ヌルランコトヲ云ヘル也、

さて筆者が興味を引かれるのは、ここに『左傳疏』からの引用が有ることである。これについてはすでに神田氏が、左傳疏の如き大部の書こそ、それを明示すべき必要ありと覚ゆるに、甚だ不親切なる心地のするを免れず。意ふに萬葉集古義は、伊勢の學者河北景禎の著せる助辞鶴（天明六年刊）の巻四、「將」字の下に見えたる爲當の語の解釋を、そのまま踏襲せる痕迹の歴然たるものあり。左傳疏を引きて、その卷數を明示せざることまた同じ。山田博士はまた古義をそのまま踏襲せられしなり。この左傳疏の文は、昭公六年三月の條に見ゆるなり。同條に、鄭の子産が鼎に刑書を鑄たるを、晉の叔向が諫めし書を書載せたるが、その中の「國將」。必多制。」なる語の疏なり。

と指摘するよりに、昭公三年の条（後掲③）に見えるものである。さらにまた斯波論考では、「杜預春秋左氏傳序正義の例（後掲①）を追加されている。六朝時代の俗語を反映するといわれる「爲當」の用例が『春秋正義』に見えることは注目すべきことであり、他にもその用例の存在することを予想させるものである。

はたせるかな湯淺幸孫氏「漢語に於ける疑詞と轉接詞」(『中国の文化と社会』第九輯 1962 『中国倫理思想の研究』同朋社 1981)には、『毛詩正義』(後掲圖①)から一例を挙げ、しかも「五經正義中には、このような用法がしばしば見出される」と述べておられる。しかし残念ながらその他の用例を引用されていない(なお圖①の例は、蔣禮鴻『敦煌文獻語言詞典』杭州大学出版社 1994 にも見える)。そこで以下、筆者の検出し得た用例を併せて挙げてみよう。

因① 今案周禮竟無凡例。爲當禮外別自有凡、爲當凡在禮内、今者所據禮内有凡。(01—13a)

「礼以外に別に凡例が有るものなのだろうか、それとも凡例は礼の内に有るのだろうか」。なお「別自」のような「自」という用例については三節で述べる。

因② 古今之説、星隕至地、皆言爲石。經書在地之驗、故言隕石。傳本在天之時、故言隕星。不知星之在上、其形本[△]是石也、爲當既隕始變爲石、聖賢不説、難得而知。(14—15a)

「星が天上にあるとき、その形は石なのであろうか、それとも隕ちたのちにはじめて石に変化するのだろうか」。なお「本是」の「是」という用法については別稿を予定している。

因③ 子産鑄刑書、而叔向責之、趙鞅鑄刑鼎、而仲尼譏之。如此傳文、則刑之輕重、不可使民知也。而李愷作法、蕭何造律、頒於天下、懸示兆民。秦漢以來、莫之能革。以今觀之、不可一日而無律也。爲當吏不及古、民僞於昔、爲是聖人作法、不能經遠。古今之政、何以異乎。斯有旨矣。(43—19b)

「現状から觀察すると、一日として法律が無くてよいはずはない。今の役人が昔の役人より劣り、今の民が昔の民より嘘つきなのであろうか。それとも聖人が法律を作っても、遠い将来までも治めることができるからであらうか」。

『春秋正義』からは、以上の三例を見出すばかりである。そして『毛詩正義』には先に指摘された一例のみで、他の『五經正義』には見えない。『五經正義』の分量からすると、あるいは頻出の用語とは言えないかもしれないが、かかる口語を使用していることは、やはり注目すべきであろう。

④ 太誓之注不解「五至」、而合符后注云「五至猶五來」。不知爲一日五來、爲當異日也。言「五至以殺」、則第五至時乃有殺耳。(19-2-13a)

これは既述の湯淺氏（前掲書三一―九頁）によって紹介された例である。

「爲」及び「爲當」が夫々「疑詞」及び「轉接詞」として用いられており、「一日に五たび來るのであるうか、或は異日に五たび來るのであるうか」の意で、『五經正義』中には、このような用法がしばしば見出される。

『五經正義』以外の例として、左に『穀梁傳疏』と梁の皇侃『論語義疏』からそれぞれ二例ずつ挙げておく。

① 案「五兵」、兵有五種。未審「五鼓」、是一鼓有五色、爲當五種之鼓也。(06-12a)

② 未知鄭伯更有失德、爲當直由殺申侯、不可知也。(08-02a)

③ 然舊說疑之。子華之母、爲當定乏、爲當定不。若實乏而子華肥輕、則爲不孝、孔子不多與、是爲不仁。若不之而再求與之、則爲不智。(03-22a)

④ 言孔子聖道如美玉在此。爲當韞匣而藏之、爲當得貴價而賣之不乎、假有人請求聖道、爲當與之不耶。(05-11b)

ところで、右の諸例のうち「爲當」単独のものを除くと、たとえば③や④の例は「爲當」爲當」ではなく、「爲當」爲是」・「爲」爲當」という組み合わせであった。つまり同じものを連用するものではなく、異なったものを混用する形式である。『五經正義』ではこの他に「爲是」爲是」や「爲」爲」のような連用の形式が有り、さらにこれらを混用する形式のものが見られ、むしろその方が多いようである。また「爲是」単独のものも見える。

④ 僖二十八年管仲三行、三十一年即罷之以爲五軍。其置三行、無多年歲。彼云「屠擊將右行」。未知此人即屠擊之子孫也。爲是其祖代屠擊也。(28-30b)

「この人物（右行辛）は屠擊の子孫であろうか、それとも彼の先祖が屠擊に代わつて（て右行となつた）たのであろうか。」

⑤ 杜以天子上士中士俱稱名氏、石尚必是士矣。但不知爲是上士、爲是中士、故注直云士耳、必非下士。(56-15a)

「しかし石尚が上士であるのか、中士あるのが分からないので、注ではただ「士」と述べたまでであるが、必ずや下士ではあるまい。」

⑥ 黃帝之作五始者、爲天子法乎、爲諸侯法乎。(22-07b)

「黃帝が五始を作ったのは、天子の法であろうか、それとも諸侯の法であろうか。」

⑦ 世有歸藏易者、僞妄之書、非殷易也。假令二易俱占七八、亦不知此筮爲用連山、爲用歸藏。所云「遇艮之八」、不知意何所道。(30-25b)

「たとい二易がともに七・八（の変爻）を占うものであったとしても、この場合の筮に連山を用いたのか、それとも歸藏を用いたのかは、やはり分からない。」

⑧ 言人等作二事、爲不取人財、寧使人謂子實能生養我民也、爲多取人財、使人言子不能自活而須民財以生活乎。此二者孰勝也。(35—25b)

「人の財産を取らず、人に『あなたはよく我が民を養うことができる』と言わせたのか、それとも人の財産をたくさん取って、人に『あなたは自分で生活することができず、民の財産をあてにして生活している』と言わせたのか。」

① 但伏生雖無此一篇、而書傳有「八百諸侯俱至孟津、白魚入舟」之事、與泰誓事同。不知爲伏生先爲此說、不知爲泰誓出後後人加增此語。(01—11b)

② 以「女在父母之家、未知將何所適」、不知爲是作王后、爲作士妻。「故習之以締綰勞辱之事、尚能整治之無厭倦、是其性貞專」。(01—2—04a)

③ 如是則毛氏之說、周公無避居之事矣。但不知毛意以周公攝政、爲是喪中即攝、爲在除喪之後、此不明耳。(08—1—05b)

④ 此不言朔月、而玉藻云「天子之食、日少牢、朔月太牢」、明朔必加於恒日。不知爲同齊三太牢、爲降二太牢也。(14—2—10a)

① 「王自爲立七祀」者、前是爲民所立、與衆共之、四時常祀、及爲羣姓禱祀。其自爲立者、王自禱祭。不知其當同是一神、爲是別更立七祀也。(46—13a)

② 若前有猛獸、則舉此貔貅、使衆知爲備也。但不知爲載其皮、爲畫其形耳。通有二家。一云、與虎皮並畫作皮於旌也。一云、並載其皮。(03—09b)

なお『公羊疏』は唐の徐彦の作と伝えられてきたが、現在では、隋朝以前の北朝の学者の手に成るものであること

が、ほぼ鉄案とされている。そして『公羊疏』ではほとんどが以下のように「爲是は爲是は」という形式である。

㊦① 今此傳又何故不云「其言朝子何」、而連「來」問之者、欲問伯姬來者、爲是無事而來、爲是有事言來者、爲是朝其子而出之。(10-17a)

㊦② 「名未明」者、弟子本意、正欲問「弑其君之子」、而連「奚齊」「何」之者、恐人不知奚齊之名、爲是先君未葬稱子某、似若子般子野之屬是也。爲是被弑之故稱名、似若諸兒卓子之屬是也。是以將名連「弑」問之、欲使後人知其稱名之義。(11-05a)

㊦③ 欲道所以不直言「何以書」、而舉「作三軍」者、弟子之意、欲問春秋之義、書其「作三軍」者、爲是嫌其作軍大多而書乎、爲是嫌其太少而書乎。故復全舉經文一句、軍之頭數問之。若直言「何以書」、但問主書、無以見其數、故言此也。(19-17b)

㊦④ 「則未知臧氏之母」、爲是「大夫之妾」、爲是「士之妻」、故曰「曷爲者」。(24-18a)

㊦⑤ 不知爲是孔子愛樂堯舜之道、是以述而道之與。(28-15a)

太田辰夫氏は「爲は爲（爲是、爲當）」を次のようにまとめておられる。

「爲」はまた「爲是」「爲當」と複合し、それぞれ単用するほか、同一のものを連用する。唐以後、これに「爲復」が加わり、また「爲復は爲當」のごとく複音節のものを混用するが、これは中古には無い。(八一頁)

太田氏が「中古」を魏晉南北朝に区分することはすでに述べたが、「爲復」の用例は『五經正義』には見出し得なかった。したがって「中古には無い」とされるのは、『五經正義』にも当てはまるようである。なお文脈からすると、

「複音節のものを混用する」ものが「中古には無い」とも取れるのであるが、もしそうだとすると、複音節のものを混用する例は、『五經正義』に多々見えること既述の通りである。

なお、以下の『春秋正義』の二例、「或是^レ或是^レ」という形式のものを、参考までに挙げておく。

㉑ 其實夫人與滕皆有姪娣。但聲子或是孟子姪、或是同姓之國滕者姪娣、以其難明、故杜兩解之。初云「孟子之姪娣」、又云「同姓之國以姪娣滕」是也。(22—03b)

「ただ声子が孟子の姪であるのか、それとも同姓の国の滕者の姪娣であるのかは明らかにし難いため、杜預は両用に解釈したのである」。

㉒ 傳言「世不失職」、二者或是父子、或是祖孫、其事不可知也。(53—09b)
「両者が親子関係であるのか、それとも祖父と孫との関係であるのか、その事実は分からない」。

二 定・定是

かつて吉川幸次郎氏は「六朝助字小記の一」(『智慧』一 1946 『中国散文論』1949弘文堂・1966筑摩叢書 全集第七卷)において、『世説新語』に見える「定」字のさまざまな用法について注意を喚起された。それによると、

(1) 事実の確定を示すだけのもの。「たしかに」・「けっきょく」の意。

(2) 事実の確定を予想するもの。「必」でおきかえうるもの。「きっとしかじかであろう」の意。

(3) 予想に反する事態が出現した場合。「乃」でおきかえうるもの。「思いきや」・「なんと」の意。

のように分類できる。そして(1)は魏晉以前からの用法であり、(3)は『世説新語』をはじめとする六朝時代の文献に特徴的であり、(2)は魏晉以降、現代語の「一定」・「必定」にまで連続する。ただし疑問の言葉の上に冠せ

られる場合は、『世説新語』にも(1)の用法が見られるという。

また森野繁夫教授「庾信の詩にみえる「定」字」(『支那學研究』第三六号 1972)は吉川説を承けつつ、梁朝から北周にかけて文学活動を展開した庾信の詩を主たる資料に、「定」字について詳細に検討された。それによると、庾信の詩には以上の三例の他に、「定自(もとより)・「定已(すでに)・「定似(まことに)・「定可(まことにべし)」のごとき用例が見られ、このほか否定の副詞「非」・「不」・「無」を強調するために「定」字が加えられた「定非」・「定不」・「定無」のごとき用例、「定應」・「定當」・「定須」・「定若」・「偏定」のごとき二字の複合語の用例を指摘されている。そして、以下のような仮説を提出された。

推測の域を出ないが、西晋の末に中国の文化の中心が南方に移動したところから、南方の口語である「定」字が文章語として盛んに用いられ、それが一つの流行のようになり、「定」字による多様な表現が作られていったのであろう、ということが考えられる。

さて『五經正義』中には、『世説新語』等に見られる(3)の用例は検出し得ず、疑問の言葉の上に冠せられる(1)の用法が多いようである。そしてその場合、「定是」のごとく「是」字を伴う場合がかなり有る。その点からすると、やはり魏晉以後の用法と見なし得るであろう。

㊦① 周禮諸史雖皆掌書、仍不知所記春秋定是何史。蓋天子則内史主之、外史佐之、諸侯蓋亦不異。(01-06a)

「《周禮》の諸々の「史」はいずれも文書を掌るのであるが、それでも《春秋》を記録するのがはたしてどの「史」であるのかは分からない」。

㊦② 中興以後、陳元鄭衆賈逵馬融延篤彭仲博許惠卿服虔穎容之徒、皆傳左氏春秋。魏世則王肅董遇爲之注。此等比至杜時、或在或滅、不知杜之所見十數家定是何人也。(01-19b20a)

「これらの注釈書は杜預の当時に及ぶ頃には、存在しているものもあつたが、滅んだものもあつたりして、杜預が見たという十数家がはたして誰々であつたのかは分からない」。

㊦③

莊十五年「會于鄆」傳曰「齊始霸」、則齊桓爲霸、自鄆會始耳。北杏之時、諸侯未從、霸功未立。桓尚未有殊勲、儀父何足可紀。且齊桓未有功於王、焉能使王命之。其得王命必在北杏之後。但未知定是何年耳。(02-15a)
 「しかも齊の桓公はまだ王室に功績が無いのだから、どうして王に命じさせることができようか。(邾が)王命を得たのは、必ずや北杏の会より以後のことであろう。ただそれがはたして何年のことであつたかが分からないだけである」。

㊦④

杞紀於此歲已見於經。桓二年有「杞侯來朝」、莊二十七年有「杞伯來朝」、於傳並無號諡、又不書其卒。僖二十三年「杞成公卒」、其諡乃見於傳。未知此年杞國定是何君。當是成公之父祖耳。(03-12a)
 「僖公二十三年に、杞成公卒す、とあつて、その諡がやつと伝に見える。したがつて、本年の杞国がはたして何という君であるのかは分からない。成公の父祖のはずである」。

㊦①

破斧經稱「東征」、則是征時之事。其作必是東山之前、未知定是何年。(08-1-05a)

㊦②

韓是武王之子、其封當在成王之時、其命爲侯伯、或成或侯、未知定何時也。(18-4-11b)

㊦③

言豐年物多以告神、明是論太平後事。但不知攝政三年之後、定指何年耳。(19-1-04a)

㊦①

或以爲庸蜀羌豸微盧彭濮之徒、未知定是何國也。(20-03b)

㊦②

故堯崩云「如喪考妣三載」、則知堯以前喪考妣已三年。但不知定在何時。(58-05a)

また『儀禮疏』と『周禮疏』には一例ずつ、以下のような用例が有る。

㊦① 又案喪服記、子夏爲之作傳、不應自造、還自解之。「記」當在子夏之前、孔子之時、未知定[○]誰所錄。(03—11a)

㊦① 云「則未知此世所云蝮螟之醜與、人鬼之步與」者、但此經云醜、不知何神。故舉漢法以況之。但漢時有蝮螟之醜神、又有人鬼之步神。未審此經醜定當何醜、故兩言之。以無正文故皆云「與」以疑之也。(12—12b)

なお㊦①の例について、倉石武四郎氏『儀禮疏攷正』(1937 汲古書院1980影印)では「定、疑是字誤」と述べて、「未知是誰所錄」に訂正すべきだと主張しておられるが、その根拠は示されていない。本節に挙げた諸例からすると、おそらくは臆改に属すると思われるが、いかがであろうか。

㊦①の例では「定當」に複合語化しているのが注目される(なお「則未知此世所云」の云字を阮刻本は爲字に誤る)。そして「定當」はもう一例、『毛詩正義』にも見える。

㊦③ 「黒身白蠶曰雉」、則未知所出。……其字定當爲雉。但不知「黒身白蠶」、何所出耳。(20—1—10a)

「その字はたしかに雉字とすべきではある。ただ『黒身白(阮刻本は曰に語刻)蠶』が何を出典にするのかが分からないだけである」。

というのがそれで、この場合は事実の確定を示すものである。以下の「定是」もその例。

㊦⑤ 注楚滅至比之○正義曰、楚滅諸國見於傳者、哀十七年稱文王縣申息。莊六年稱楚滅鄧。十八年稱武王克權。僖五年滅弦。十二年滅黃。二十六年滅麇。文四年滅江。五年滅六。又滅蓼。十六年滅庸。凡十一國見於傳。僖二十八年傳曰漢陽諸姬、楚實盡之、則楚之滅國多矣。言九縣者、申息定是其二、餘不知所謂。(23—03a)

「九県と言ふことについて、申・息はたしかにそのうちの二県であるが、その他が何という県であるかは

分らない」。

④ 僖二十八年傳稱「胥臣蒙馬以虎皮」、此云「蒙臯比而先犯之」。事與彼同、知臯比是虎皮也。以胥臣之事譬之、必知定是虎皮。其名曰臯比、則其義未聞。(08—24a)

「胥臣の事から類推するに、たしかに虎皮であることははっきりと分かるが、臯比と名づけたその意味は未詳である」。

⑦ 先達通儒、未有解者。古書亡滅、不可備知。然則尚書周官是成王號令之辭。尚書之言定是正法。左氏復與彼合、言必不虛。周禮又是明文、不得不信。蓋周公成王之時、即自有此二法也。(46—16a)

「《尚書》の言葉はたしかに正法であり、《左氏伝》もまたこれに合致するから、それは決して虚言ではない」。

また以下の「定」一字の数例、「定似」二字の複合語が一例有るが、いずれも事実の確定を示すものである。

⑧ 問者先問作之早晚。杜意定以獲麟乃作、故從「仲尼曰」至「所以爲終」、明作之時節、兼明白本意、自欲制作、感麟方始爲之、非是先作春秋之後致麟也。(01—23b)

⑨ 大都至九之一〇正義曰、定以王城方九里、依此數計之、則王城長五百四十雉、其大都方三里、長一百八十雉。中都方一里、又二百四十步、長一百八雉也。小都方一里、長六十雉也。(02—17a)

⑩ 注仲尼至聞之〇正義曰、公羊傳於二十一年下云、「十有一月庚子、孔子生」。穀梁傳於二十一年十月之下云、「庚子孔子生」。二十一年賈逵注經云、「此言仲尼生。哀十六年夏四月己丑卒、七十三年」。昭二十四年服虔載賈逵語云、「是歲孟僖子卒、屬其子使事仲尼。仲尼時年三十五」。定以孔子爲襄二十一年生也。孔子世家云「魯襄公二

十二年而孔子生。年七十三、魯哀公十六年夏四月己丑卒。杜此注從史記也。（40—21a）

㊦ 此「龍見而雩」、定在「建巳之月」。而月令記於仲夏章者、鄭玄云「雩之正當以四月。凡周之秋三月之中而早、亦脩雩祀而求雨。因著正雩於此月、失之矣」。杜君以爲月令秦法、非是周典。穎子嚴以龍見即是五月。釋例曰「月令之書、出自呂不韋。其意欲爲秦制、非古典也。…（06—14a）」

㊧ 若然淳于爲杞所并、定似不虛。而遷都淳于、未有事跡。自雍丘而遷緣陵亦可知矣。而杜必言「遷都淳于、又從淳于遷緣陵」者、以桓六年淳于公亡國、襄二十九年又杞都淳于、則淳于始末、是杞之所有、又杞之所都。故疑未都緣陵之前、亦都淳于也。（03—12b）

㊨ 正義曰、箋意定以正月爲郊。何則正朔三而改。自夏而上推之、高辛氏以建寅之月爲正。（17—1—19b）

㊩ 定引此文以爲武王之頌、故知「武王伐紂時、封諸臣有功者」、封爲諸侯。（19—4—19b）

三——「自」

六朝漢語の特徴として、接尾辭を伴う二音節の副詞・接統詞の増加したことが指摘されている。「自」・「地」・「底」・「來」・「然」・「經」・「復」・「是」・「當」等がそれである。そして『五經正義』中にもこれらのおおむねを見出すことができる。別稿と併せて順次取り上げる予定であるが、本稿本節ではとりあえず「自」の例から始めたい。

かつて森野繁夫教授は「簡文帝の詩に見える『自』について——『本自』を中心として——」（広島大学文学部紀要 第三三卷 1973）において、梁の簡文帝の作品に見える「本自」・「徒自」・「定自」・「已自」・「還自」・「早自」・「私自」・「空自」・「久自」等を中心に、広く六朝時代の「自」の用法について詳細に検討されている。これを参考に、『五經正義』中から「自」の用例を検出してみた。ただし、志村氏が「中古初期の『自』は『みずから』『おのずから』

と原義を保有する場合も多かったと考えられるが、各語それぞれの意味の実質はなおつかみがたい(前掲書九〇頁)といわれるように、「自」が完全に接尾辞と化してはいないものも有るようである。

以下、紙幅の都合上、本稿では「己自」・「既自」・「各自」・「當自」・「親自」・「身自」・「獨自」・「私自」・「早自」・「猶自」・「本自」・「先自」・「宜自」・「固自」・「手自」・「仍自」の用例を一例ずつ挙げるに止めたい。また、すでに「自」①に「別自」、二「自」⑦に「即自」の例が有ったことを附記しておく。さらにまた、最後の「仍自」は今まであまり指摘されたことが無いようであるが、『公羊疏』には頻出する用例である。

① 且他國之告有詳有略。若告不以日、魯史無由得其日而書之。如是則當時之史、亦不能使日月皆具。當時已自不具、仲尼從後脩之、舊典參差、日月不等、仲尼安能盡得知其日月皆使齊同。去其日月則或害事之先後、備其日月則古史有所不載。自然須舊有日者因而詳之、舊無日者因而略之。亦既自有詳略、不可以爲褒貶、故春秋諸事、皆不以日月爲例。(01—03b)

② 五經題篇皆出注者之意、人各有心、故題無常準。此本經傳別行、則經傳各自有題。注者以意裁定、其本難可復知。(02—01a)

③ 且經之所言王二月王三月、若是夏殷之王、當自皆言正月、何以言王二月王三月乎。謂之二月三月、其王必是周王、安得以爲夏殷王也。(02—06a)

④ 諸侯有觀臺所以望氣祥也。公既親自行此視朔之禮、遂以其日往登觀臺之上、以瞻望雲及物之氣色、而書其所見之物、是禮也。(02—18b)

⑤ 「訓典」先王之書、教訓之典。取其言以語之、故言「告之」。「法制」謂王者身自制作己之所有、故言「予之」。(19A08b)

- ⑥ 進謂棄其後者獨。自先進。進而遇覆，必速迴奔走。後者不救，則是無繼續矣，無繼則易敗。（04—15a）
- ⑦ 晉文身為霸主而私自恨鄭，引秦共伐而秦人背之。失其所與，則為不知。得免不知之譏，已為幸矣。（08—16a）
- ⑧ 劉炫云，此志三云者，情有淺深。「允當則歸」、謂彼雖可勝，得當則還。言前人弱於己也。「知難而退」、謂勝不可必，早自收斂。言前人與己敵也。「有德不可敵」、謂必知彼彊，不須與競。言前人彊於己也。三者從弱至彊，總言「晉之謂矣」、指言晉彊於「口」也。（16—19b）
- ⑨ 劉炫以為，弁髦二物，以童子垂髦為髮彼兩髦。又云「因以敵之」者，謂親沒不髦。案禮加冠以後，親沒以前，身既成人，猶自垂髦。何得云「童子垂髦」。（45—04b）
- ⑩ 若父以罪而受誅者，如鬬辛之徒，本自不合怨君。故辛亦不敢怨也。（38—12b）
- ① 明其先自次比，非孔子定之。故譜於此不言孔子。（詩譜序—04a）
- ② 故知謂休燕間暇之處，宜自放縱，猶尚有常，則朝夕舉動，亦有常明矣。（15—2—01a）
- ③ 祭法云「有天下者祭百神」、則為天子者固自為百神主矣。（17—4—03b）
- ④ 今既尊賢當須親酌手自授之。故知「不使其弟子無豐」也。（38—16a）
- ⑤ 彼是諸侯身來會葬非使人，仍自非妨也。以此義勢言之，則鄉解王與諸侯者，皆是使人，非身自來也。

(01—20b)

(未完)

The study of Chinese language
in *Wu Jing Zheng Yi* 《五經正義》

Fumichika NOMA

This present paper is a study of Chinese language in *Wu Jing Zheng Yi*.

In this paper, I attempt to investigate three idioms as follows:

1. “Wei dang (爲當)” “Wei shi (爲是)”
2. “Ding (定)” “Ding shi (定是)”
3. “~zi (～自)”